

特定事業者が加入する保険について

特定事業者が加入する保険は以下の条件とすること。

1. 建設期間

特定事業者は、以下の要件を満たす建設工事保険及び第三者賠償責任保険に加入しその保険料を負担すること。

(1) 建設工事保険

保険契約者	： 特定事業者又は建設企業
被保険者	： 特定事業者及び平塚市（以下、「本市」という。）
保険の対象	： 公共施設等の建設業務
保険期間	： 工事着工予定日を始期とし、公共施設等の引渡日を終期とする
保険金額	： 公共施設等の建設工事費
補償する損害	： 水災危険を含む不測かつ突発的な事故による損害

(2) 第三者賠償責任保険

保険契約者	： 特定事業者又は建設企業
被保険者	： 特定事業者及び本市
保険期間	： 工事着工予定日を始期とし、公共施設等の引渡日を終期とする
てん補限度額	： 対人：1億円／1名、10億円／1事故 対物：1億円／1事故以上とする。
補償する損害	： 建設業務に起因する第三者の身体障害及び財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

特定事業者又は建設企業は、上記の保険契約を締結したときは、その保険証券を遅延無く本市に提示するものとする。特定事業者又は建設企業は、本市の承認無く保険契約及び保険金額の変更又は解約をすることができない。特定事業者又は建設企業は、業務遂行上における人身、対物及び車両の事故については、その損害に対する賠償責任を負い、これに伴う一切の費用を負担するものとする。

2. 維持管理・運営期間

特定事業者は以下の要件を満たす施設賠償責任保険、公立文化施設貸館対応興行中止保険に加入し、その保険料を負担すること。なお、下記条件と類似の機能を有する保険又は共済、維持管理期間中の他の保険と一体となった保険又は共済としても差し支えない。

なお、平塚市市民センターでは、公益財団法人全国公立文化施設協会に加入した上で、「公立文化施設賠償責任保険」、「公立文化施設災害補償保険」、「公立文化施設貸館対応興行中止保険」に加入している。（「公立文化施設貸館対応興行中止保険」については、ホール休止前の平成 26 年度まで加入）

また、市では、「建物総合損害共済保険」及び「全国市長会市民総合賠償補償保険」に加入しており、今後も継続する。**ただし、「全国市長会市民総合賠償補償保険」については、市直営の場合のみの補償となる。**[Wユ1]

また、以下に示す（１）～（２）以外の保険についても、特定事業者による提案に基づき適宜、加入すること。

（１）施設賠償責任保険

保険契約者	: 特定事業者又は維持管理企業
被保険者	: 本市、特定事業者、維持管理企業（維持管理業務を行う全ての下請け会社を含む）及び運営会社（運營業務を行う全ての下請け会社を含む）とする。
保険の対象	: (仮称) 新文化センター
保険期間	: 本施設の引渡しの翌日から、本契約の終了までの期間（毎 1～3 年程度の期間ごとに都度更新を行う場合でもよい）
保険金額	: 対人：5000 万円／1 名、5 億円／1 事故 対物：500 万円／1 事故以上とする。
自己負担額	: なし
補償する損害	: 施設（エレベータ含む）の所有、使用又は管理に起因して、第三者（本市職員、施設利用者、通行者、近隣居住者を含む。）の身体障害及び財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

※上記について、平塚市市民センターでは「公立文化施設賠償責任保険」に加入している。

※見附台公園についても、上記条件と類似の機能を有する保険又は共済に加入すること。

【(参考) 平塚市民センターで加入している内容】

①施設所有(管理)者賠償責任保険・昇降機賠償責任保険

- 保険契約者 : 本市
被保険者 : 本市
保険の対象 : 平塚市民センター
保険金額 : 【身体障害】支払限度額: 5000万円/1人、5億円/1事故
人的権侵害支払限度額: 100万円/1事故・期間中
【財物損壊】支払限度額: 500万円/1事故
財物損壊を伴わない第三者の財物の使用不能損害限度額: 500万円/1事故・期間中
補償する損害 : 会員(記名被保険者)が所有、使用もしくは管理している各種施設・設備・用具等(エレベーター・エスカレーターを含む)の管理の不備、または会員もしくは会員の職員等の業務活動中のミスにより発生した偶然な事故に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を滅失、破損または汚損した場合に、会員が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害。

②受託者賠償責任保険

- 保険契約者 : 本市
被保険者 : 本市
保険の対象 : 平塚市民センター
保険金額 : 【財物損壊】支払限度額: 1000万円/1事故・期間中
免責 : 5千円
補償する損害 : 会員(被保険者)がお客さまから預かった物(受託物)を保管・管理している間に、受託物を誤って壊したり、紛失したり、または受託物が盗まれたりして元の状態では返還できなくなった場合、受託物について正当な権利を有する者への法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害。

(2) 公立文化施設貸館対応興行中止保険

以下は平塚市市民センターで加入している内容・条件であるため、以下に示す保険金額以上で本事業に適する内容の保険を特定事業者の提案の上、加入すること。

【(参考) 平塚市民センターで加入している内容】

保険契約者	: 本市
被保険者	: 本市
保険の対象	: 平塚市民センター
保険金額	: 興行中止対応費用 : 200 万円 / 1 事故 災害見舞金支給額 : 10 万円 / 1 人
補償する損害	: 不測の事故により、貸出しを予定していた区画や加入者が所有 または常時使用もしくは管理する施設の什器・設備等が滅失・ 破損・汚損したことによって、貸館が不能になった場合の興行 中止対応費用や興行中止見舞金を補償。

◆ ~~市が継続して加入する保険~~

~~①建物総合損害共済保険~~

~~共済責任額 : ●~~

~~②全国市長会市民総合賠償補償保険~~

~~保険金額 : 身体賠償 : ●円 / 1 事故、●円 / 1 名~~

~~財物賠償 : ●円 / 1 事故~~

~~※②については、市直営の場合のみの補償となる。~~